

# 宮崎県公報

平成25年1月17日(木曜日) 第 2454 号

発 行 **宮 崎 県** 

印刷 宮崎市旭1丁目6番25号 K・Pクリエイションズ株式会社

> 発 行 定 日 毎週月・木曜日 購読料(送料共) 1年 36,000円

# 目 次

百

告 示

○生活保護法に基づく医療機関の指定………(国保・援護課)1

○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出( ″ )1

○保安林の指定予定の通知(9件) (自然環境課) 1
 ○土砂災害警戒区域の指定 (砂防課) 3
 ○土砂災害特別警戒区域の指定 (〃) 3
 公告
 ○軽油引取税に係る免税証の無効公告 (税務課) 4
 ○落札者等の公告 4

# 告示

#### 宮崎県告示第23号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第49条(中国残留邦人等の 円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成 6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた 場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための 医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成25年1月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
やなざわ整形外科 ・内科	延岡市柳沢町2丁目4 番地2	平成24年12月1日

# 宮崎県告示第24号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第50条の 2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第30号)第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成25年1月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
やなざわ整形外科 ・内科	延岡市柳沢町2丁目4番地2	平成24年12月1日
上野歯科クリニッ ク	西臼杵郡高千穂町大字 上野 264-6	平成24年 4 月25日

# 宮崎県告示第25号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産 大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年1月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 都城市関之尾町6689-5・6689-6 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢 以上のものとする。
  - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 宮崎県告示第26号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産 大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年1月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 都城市美川町2926-1・2926-2 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢 以上のものとする。
  - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 宮崎県告示第27号

# 宮崎県公報

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第29条の規定により、農林水産 大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があ った。

平成25年1月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 都城市高城町大井手字社ヶ原2889 - 1・2890-2・字牧原3486(以上3筆について次の図に示す部 分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢 以上のものとする。
  - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関 係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並び に都城市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 宮崎県告示第28号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産 大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があ った。

平成25年1月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 都城市高崎町縄瀬字柳ノ上3926・ 3927-1・3927-4・3931-4・3931-7・3932-2 (以上6筆 について次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢 以上のものとする。
  - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関 係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並び に都城市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 宮崎県告示第29号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第29条の規定により、農林水産 大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があ った。

平成25年1月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 延岡市北浦町三川内字竹ノ脇4337 -1,4341-1
- 2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢 以上のものとする。
  - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林 部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置い て縦覧に供する。)

#### 宮崎県告示第30号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産 大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があ

平成25年1月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西都市大字三納字尾田所 11682-5-Z, 11682-243, 11682-315, 11682-318
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢 以上のものとする。
  - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林 部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西都市役所に備え置いて 縦覧に供する。)

## 宮崎県告示第31号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第29条の規定により、農林水産 大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があ った。

平成25年1月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字岩井川字三 挺弓2823-45、字猪ノ原2856-11
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字三挺弓2823-45・字猪ノ原2856-11(以上2筆について 次の図に示す部分に限る。)

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢 以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 宮崎県告示第32号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産 大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があ

平成25年1月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字岩井川字水 の本2715-3・2716-1・字大台場2794-2・2794-10(以上4 筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字水の本2716-1・字大台場2794-10 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢 以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之 影町役場に備え置いて縦覧に供する。)

# 宮崎県告示第33号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産 大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年1月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所字尾 平5444-2、5446、5448-5、5452-6、5452-7
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢 以上のものとする。
  - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林 部自然環境課及び西臼杵支庁並びに五ヶ瀬町役場に備え置いて縦 覧に供する。)

#### 宮崎県告示第34号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成25年1月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域 の箇所(渓流)番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現 象 の 種 類
綾 町	天付谷川	06 - 383 - 1 - 007	土 石 流
	宮ノ下	II - 1 - 0977	急傾斜地の崩壊
国富町	宮 王 丸	I - 1 - 0944	急傾斜地の崩壊
	大 平 原	I - 1 - 0949	急傾斜地の崩壊
	六 日 町	I - 1 - 0966	急傾斜地の崩壊
	北村	I - 1 - 2098	急傾斜地の崩壊
	北村-新①	I-1-2098-新①	急傾斜地の崩壊
	北村-新②	I-1-2098-新②	急傾斜地の崩壊
	北村-新③	I-1-2098-新3	急傾斜地の崩壊
	北村-新④	Ⅰ - 1 - 2098-新④	急傾斜地の崩壊
	北村-新⑤	I − 1 −2098−新⑤	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及 び高岡土木事務所に備えおいて縦覧に供する。)

#### 宮崎県告示第35号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成12年法律第57号) 第8条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成25年1月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地	区	名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の箇所(渓流)番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現 象 の 種 類
綾 町	宮	1	下	II - 1 - 0977	急傾斜地の崩壊
国富町	宮	王	丸	I - 1 - 0944	急傾斜地の崩壊
	大	平	原	I - 1 - 0949	急傾斜地の崩壊

# 宮崎県公報

6 一般競争入札の公告を行った日 平成24年11月15日

六 日 町	I - 1 -0966	急傾斜地の崩壊
北村	I - 1 - 2098	急傾斜地の崩壊
北村-新①	I-1-2098-新①	急傾斜地の崩壊
北村-新②	I-1-2098-新②	急傾斜地の崩壊
北村-新③	I-1-2098-新③	急傾斜地の崩壊
北村-新④	I - 1 - 2098 - 新④	急傾斜地の崩壊
北村-新⑤	I-1-2098-新⑤	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及 び高岡土木事務所に備えおいて縦覧に供する。)

# 公

宮崎県税条例施行規則(昭和39年宮崎県規則第3号)第76条第1 項の規定により次の軽油引取税に係る免税証を紛失した旨の届出が あったので、当該免税証は無効とする。

平成25年1月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 免税証の種類
  200ℓ券2枚
- 2 用途 農業等
- 3 記号及び番号200ℓ券H 5200944~H 5200945
- 4 有効期間 平成24年4月2日から平成25年3月4日まで
- 5 免税証に記載した販売店の名称 尾鈴農業協同組合川南給油所
- 6 紛失年月日 平成24年12月27日

#### 落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する

平成25年1月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 落札に係る調達件名の名称及び数量 日向警察署外庁用備品 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭1丁目8番28号
- 3 落札者を決定した日 平成24年12月26日
- 4 落札者の氏名及び住所 株式会社ョシダや 宮崎市青葉町 119番地 1
- 5 落札金額 18,690,000円